

相模原市農業委員会第31回会議議事録

開 会 日 時 令和3年10月1日 午後1時42分

閉 会 日 時 令和3年10月1日 午後2時56分

開 催 場 所 市役所第1別館1階 開発室A 他

出 席 委 員 (○印)

①	西山和秀	⑩	小林康史	⑰	高橋三行
②	八木拓美	⑪	齋藤憲一	⑱	天野明
③	關山富雄	⑫	菱山喜章	19	加藤正博
⑤	江藤昭利	⑬	八木健一		
⑥	阿部健	⑭	金井睦		
⑦	渋谷利雄	⑮	榎田和子		
⑨	市川忠孝	⑯	藤村達人		

出席委員 16名

欠席委員 1名 (19番加藤正博委員)

傍聴人 0名

事 務 局 齊藤ますみ 高野弘明 伊藤和彦 松浦毅 濱端雄高 齊藤綾子

議事録署名人 議 長

議席 14番

議席 6番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第16回農地利用最適化推進委員連絡会報告
3	議案第39号	令和4年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見について
4	議案第40号	農地法第3条の規定による許可申請について
5	議案第41号	農地法第3条の規定による許可申請について
6	議案第42号	農地法第4条の規定による許可申請について
7	議案第43号	農地法第5条の規定による許可申請について
8	議案第44号	農用地利用集積計画の決定について
9	議案第45号	農用地利用集積計画の決定について
10	報告第39号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
11	報告第40号	農地所有適格法人の報告について
12	報告第41号	非農地証明書の発行について
13	報告第42号	公文書の公開に係る審査請求の処理について
14	報告第43号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
15	報告第44号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため委員が一堂に参集することが困難であることから、We b会議により議事の審議を行い合議体としての意思決定を行った。

議事の内容 次のとおり

議長（八木会長）

それでは、ただいまから、相模原市農業委員会第31回総会を開催いたします。

初めに、出席委員の確認を事務局次長にいたさせます。

事務局（高野次長）

（議席順に各委員の出席を確認）

議長（八木会長）

ただいまの出席委員は16名で定足数に達しております。

本日、19番加藤正博委員より欠席の旨通告がありましたので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、6番阿部健委員、14番金井睦委員を御指名いたします。

日程1 会務報告

日程2 第16回農地利用適正化推進委員連絡会報告

議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」及び日程2「第16回農地利用最適化推進委員連絡会報告」について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、以上で「会務報告」及び「第16回農地利用最適化推進委員連絡会報告」を終わります。

日程3 議案第39号 令和4年度相模原市農地等の利用の最適化の推

進に関する意見について

議長（八木会長）

続いて、日程3議案第39号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第39号 令和4年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見について。令和4年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関し、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、別紙のとおり相模原市長に提出する。令和3年10月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、3ページから10ページを御覧いただきたいと思えます。

市への意見の内容につきましては、8月6日の書面開催による第11回農政運営委員会、8月24日の書面開催による第15回農地利用最適化推進委員連絡会や全員協議会に代わるものとして9月16日の書面開催で御審議いただいたものでございます。

本日は、全案文の朗読は省略させていただきます。

市への意見につきましては、本日の総会で御議決いただいた後、八木会長、阿部副会長、菱山農政運営委員会委員長、關山農地あっせん委員会委員長の合計4名の農業委員の方から市長に提出する予定となっております。なお、日程については、10月中で調整しているところでございます。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第39号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程3議案第39号については、原案のとおり決定いたしました。

日程4 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続きまして、日程4議案第40号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは11ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-13から3-14は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和3年10月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、12ページを御覧ください。

收受番号3-13は、南区新戸に住む譲渡人が所有する農地を、同じく南区新戸に住む譲受人が経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、南区新戸の畑、1筆、594㎡です。今後の作付は小松菜を予定しています。全部効率利用要件については、経営農地34筆、13,358㎡で、全て適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上を満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が350日、妻が150日、譲受人の母が300日で要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3-14は、中央区上溝に住む譲渡人が所有する農地を、農地所有適格法人の合同会社フルーツランドが本市において農業参入するために所有権移転を受けるための申請です。法人につきましては、先月の全員協議会で説明させていただいた法人です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。申請地は、中央区上溝の畑、1筆、1,037㎡です。今後の作付はナツメヤシ、レモン、山椒などを予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、所有する千葉県野田市の農地6筆、5,024.30㎡を適切に管理されていることを野田市農業委員会からの証明により確認しており、本市の下限面積要件2,000㎡以上を満たしています。法人要件については、農地所有適格法人の要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号3-13については、南区担当委員さんお願いいたします。

1番（西山委員）

9月26日に現地調査に行つてまいりました。案内図にあります斜線部分、その下の3筆も譲受人のお父さんの所有で耕作されております。本人もよく知っていますし、地元では優秀な露地野菜農家です。何ら問題はなかろうかと考えております。よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号3-14については、中央地区担当委員さんお願ひいたします。

10番（小林委員）

9月25日に現地を確認してまいりました。現状ですが、膝丈ぐらいの草が生えている状態であります。周りも住宅はなく、畑として使うにはいいところだとは思ひます。新規参入の法人ということで、もし、所有権移転で農地を取得したときに、どのように使つていくかというのが正直分からなかつたので、今回、推進委員と2人で見に行きました。今回の畑は農地利用状況調査ではC判定と鈴木推進委員から伺つています。そういう畑ですので、今回、新規の法人に作付けしていただくのは非常にありがたいと思ひ反面、どんなふうにするかちょっと分からないので、正直、不安ではあります。ということで、推進委員と私農業委員と2人で、こういう畑を新しく法人が使うという情報を共有し、今後どのように使われるかを見ていく必要があるかなと思ひました。当然、農業委員会の事務局の方もここを見ていただくとお願ひしますが、その辺は協力していただければと、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第40号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よつて日程4議案第40号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程5議案第41号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは13ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-15は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和3年10月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、14ページを御覧ください。

收受番号3-15は、権利設定者の東海旅客鉄道株式会社が地下にリニア中央新幹線の軌道用のトンネルを建設するため、区分地上権を設定するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。申請地は、緑区二本松1丁目及び2丁目の畑、3筆、494㎡です。地下トンネル建設に伴う区分地上権の説明については省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第41号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程5議案第41号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程6議案第42号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、15ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-7及び4-1002から4-1003は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和3年10月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、16ページを御覧ください。

收受番号4-7は、申請人が所有する南区磯部の農地、1筆、991㎡を資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、隣接する霊園の管理業者からの要望により、資材置場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、出入口を除き、ブロック積み1から2段を設置する計画です。雨水については、土及び砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模ヶ丘病院の南東約280mです。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは引き続き、津久井事務所管内の2件を説明します。同じく16ページを御覧ください。

收受番号4-1002は、申請人が所有する緑区三ヶ木の農地、1筆、231㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産管理業者からの要望により、駐車場として転用するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣接地への土留め策として、コンクリートブロック2段を設置し、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は森田病院の南東約25mです。

次に、收受番号4-1003は、申請人が所有する緑区中野の農地、1筆、609㎡を賃貸住宅及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産管理業者からの要望により、賃貸住宅及び駐車場として転用するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存のコンクリートブロック及びコンクリート擁壁を使用するとともに、雨水については敷地内浸透とし、汚水については公共下水道へ接続して処理する計画です。申請地は西メディカルセンターの南約60mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4-7については、南区担当委員さんお願いいたします。

1番（西山委員）

9月30日に現地調査に行っていました。写真で見ると、大変きれいになっている一画に、枠で囲まれている部分がありますが、その右側は既に転用済みでして、工事等が始まっております。その資材が若干、この許可申請を出した土地にも置かれておりました。若干、勇み足ではないかということで、関係者の方にお話をしてみました。道路を挟んだ反対側が既に峰山霊園でありますし、霊園地帯として、紅葉亭の一画です。先ほどの事務局の説明によりますと、雨水の流れ出し等はないようです。道路は段差が1.5mぐらいありますけれども、しっかりした擁壁で養生されておりますので、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号4-1002及び4-1003については、津久井地区委員さんお願いいたします。

12番（菱山委員）

9月23日に現地調査へ行っていました。4-1002ですが、写真の②で見てもらうと分かる通り、防草シートが張り巡らされて、農地として使用していないような感じも受けます。事務局の説明の通り、何ら問題ないと思いますので、皆様の御審議、よろしくお願ひします。

引き続き、4-1003ですが、同じく9月23日に現地調査してまいりました。事務局の説明の通り何ら問題ないと思いますが、地図で見ると、昔、申請者の親がやっていたと思うんですけど、ここにはガラス店、住宅がありまして、それは宅地として許可済みになっていて、奥がこんなに広いとは正直言って思わなかったんですけど、皆様の御審議、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長（八木会長）

それでは、これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第42号について、原案の通り決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程 6 議案第 4 2 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

それでは続いて、日程7議案第43号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、17ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-6から5-8及び5-1030から5-1035は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。なお、5-1034については、同法第5条第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、あらかじめ神奈川県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴くものとする。令和3年10月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、18ページを御覧ください。

收受番号5-6は、譲受人の株式会社ファーストが、譲渡人の所有する中央区田名の農地、1筆、672㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在、自動車整備業を営んでおり、事業拡大に伴い、新たに駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、既設ブロックを利用するほか、既設ブロックにネットフェンス高さ1.5メートルを設置し、土留めする計画です。雨水については、グレーチング側溝及び集水桝を設置するほか、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は田名つゆ草公園の南東約260mです。

続きまして、收受番号5-7は、譲受人の総合物流サービス株式会社が、譲渡人の所有する南区御園4丁目の農地、1筆、1,388㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、譲受人が市外で使用している駐車場の賃貸契約が切れることから、現在所有している駐車場の隣接地に新たに駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、ブロック積み3段及びメッシュフェンスで土留めする計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地はマーガレット歯科の南西約80mです。

続きまして、收受番号5-8は、譲受人の宗教法人福寿院が、譲渡人の所有する南区磯部の農地、1筆、991㎡の所有権移転を受け、墓地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は戻りまして4ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、譲受人が隣接地で経営している霊園の事業規模拡大に伴い、墓地及び埋葬に関する法律の規定に基づき、敷地拡張するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画

の明確化と、土留め策として、既設コンクリート擁壁及び生け垣で土留めする計画です。雨水については、砂利及び土及びグレーチング側溝及び集水桝による敷地内浸透とする計画です。申請地は相模ヶ丘病院の南東約300mです。なお、許可につきましては、墓地及び埋葬に関する法律に基づく墓地設置の許可と許可日調整を行います。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の6件について説明いたします。19ページから22ページを御覧ください。

収受番号5-1030は、借受人が貸出人の所有する緑区三ヶ木の農地、2筆、390㎡に使用貸借権を設定し、農家分家住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、現在、社宅に居住しており、新たに農家分家住宅として自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、宅地の外周にRC擁壁高さ1から2mを設置し、雨水については浸透桝を設け、汚水については公共下水道に接続して処理する計画です。申請地は森田病院の北西約230mです。

続きまして、収受番号5-1031は、借受人が貸出人の所有する緑区长竹の農地、1筆、438㎡のうち、384.10㎡に使用貸借権を設定し、農家分家住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第1種農地です。申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しており、新たに農家分家住宅として自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、宅地の外周にコンクリートブロック1段及び土留め鋼板高さ45cmを設置し、雨水については浸透桝を設け、汚水については合併処理浄化槽を設置して処理する計画です。申請地は串川中学校の南東約840mです。

続きまして、収受番号5-1032は、譲受人が譲渡人の所有する緑区长竹の農地、1筆、110㎡の所有権移転を受け、進入路として転用するもので、本案件は、この1つ前の5-1031で説明した農家分家住宅の進入路として使用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第1種農地です。申請理由は、農家分家住宅を建築するに当たり、進入路を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね土留め鋼板高さ45cmを設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は串川中学校の南東約860mです。

なお、5-1030から5-1032の3件は、令和3年4月総会において、農用地区域からの除外について、市長からの意見照会を受け、同意した案件となりますので申し添えます。

続きまして、収受番号5-1033は、借受人の株式会社フジタが、貸出人の所有する緑区小倉の農地、3筆、1,152㎡に賃借権を設定し、駐車場として一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は11ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、リニア中央新幹線津久井トンネル新設工事に係る工事車両及び作業員の駐車場として一時転用するも

ので、一時転用の期間は、令和8年3月31日までです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、周囲に土砂流出防止の柵高さ30cm及び万能鋼板高さ3mを設置するとともに、雨水については、側溝と雨水枡を設置し、敷地内浸透とする計画です。申請地は向原西公園の南西約510mです。

続きまして、收受番号5-1034は、譲受人の有限会社菱山興業が、譲渡人の所有する緑区鳥屋の農地、2筆、3,333㎡の所有権移転を受け、駐車場及び資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、現在使用している駐車場及び資材置場がリニア中央新幹線の車両基地として収用されるため、代替地として新たに駐車場及び資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、周囲にL型擁壁及び間知積擁壁を設置し、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は鳥屋小学校の北東約1,070mです。

続きまして、收受番号5-1035は、譲受人の株式会社美都住販が、譲渡人の所有する緑区太井の農地、5筆、206.69㎡の所有権移転を受け、宅地造成をするための転用申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は13ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、不動産業を営んでおり、2区画の宅地造成をするものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、宅地の外周にコンクリートブロック2～3段を設置するとともに、雨水については敷地内浸透とし、汚水については、公共下水道に接続して処理する計画です。申請地は中島歯科医院の西側隣接地となっております。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-6については、中央区担当委員さんお願いいたします。

14番（金井委員）

9月26日に現地を視察してきました。現地は現在、耕作はされておりませんが、多少、草が生えている程度です。隣接する三方は耕作している様子もなく、説明のとおり、隣接するところに影響が出るようなことはないということで、問題ないかとは思いますが、御検討よろしく申し上げます。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5-7については、南区担当委員さんお願いいたします。

7番（渋谷委員）

9月27日に現地確認してまいりました。この会社がほかで駐車場として借りているところが賃貸契約が切れるので、現在所有している駐車場の隣に、また駐車場を確保したいとのことでした。土留めは、先ほど事務局がおっしゃっていたように、ブロック3段積みと高さ1.8mのメッシュフェンスにするので、敷地の中もよく見え、防犯的にも安心できると思います。雨水に関しても、砕石敷きの敷地内浸透とするそうです。また、トラックの出入りも今までの場所を使い、十分に広さは確保されております。この土地

は管理がなかなか行き届かなくて、背丈ほどの雑草等が生い茂っていたようで、駐車場になることで、小学校も近いですから、防犯的にも安全が確保できて、いいのではないかなと思います。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5－8については、南区担当委員さんお願いいたします。

1番（西山委員）

案内図の4ページを御覧いただきたいと思います。目的は墓地の拡張ということで、先ほどの4－7のところは資材置場等、そして、5－8の今回の申請地が墓地で樹木葬を行うそうです。現地は不耕作ということですが、大変きれいに整地されておりました。雨水等の擁壁ですが、先ほどと同じように、道路を挟んで峰山霊園側のところは1.5mほどの高さがありますが、これは全て予定されていたかのように四角の枠の中、白いところが既に許可済みでして、立派な擁壁が整っておりました。それ以外の反対側の道路の部分の雨水の漏れ出し等は大丈夫だと思います。先ほど事務局で説明したとおりです。この環境下、峰山霊園、そして、紅葉亭等、墓地の一画というよりも、大きな墓地の団地といいますか、そのような形で占められておられますので、仕方がないというよりも、このような形で整備されていくのは妥当だと思います。よろしく御審議ください。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5－1030については、津久井地区委員さんお願いいたします。

12番（菱山委員）

9月23日に現地調査へ行ってきました。事務局の説明のとおり、案内図の9ページと現地写真を見ていただきますと、隣接する道路はバス通りにもなっているんですけど、ちょっと一段低いんです。RC擁壁1.5から2mで周りを囲いまして、埋立てするような形になるかと思います。分家住宅ということなので、あとは問題ないと思いますので、皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5－1031及び5－1032及び5－1035については、津久井地区担当委員さんお願いいたします。

9番（市川委員）

9月25日に現地を確認してまいりました。この案件は農家の分家住宅ということで、5－1031は、通称農免道路というところからの道路を入るんですけども、市道からはずっと40mぐらい奥に入らないといけなく、取付道路を造らないと建築が駄目ということで、進入路が5－1032の案件と重なって申請が出されたものと思います。この住宅予定地は、墓地の隣ということで、この畑の東側のところに物置のようなものがありまして、隣地への影響は比較的少ないんじゃないかと思います。転用もやむを得ないんじゃないかなと思いますので、よろしく御審議ください。

それと、5－1035なんですけれども、太井地区の国道と道路に挟まれたところにある場所で、9月26日に現地を確認してまいりました。現地は、ほかに隣接する農地

ではなく、事務局の説明どおりで問題はないと思いますので、よろしく御審議ください。
以上です。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5－1033については、城山地区担当委員さんお願いいたします。

11番（齋藤委員）

9月23日に現地調査しました。申請地は、さがみ縦貫道の相模原インターの東側へ約600mの場所です。案内図は11ページと現地写真を御覧いただきたいと思います。これはリニアの関係で、工事業者が工事車両と従業員の駐車場を一時的に借りるということで、令和8年3月末までという一時転用のものがございます。11ページの案内図の左側と右側、両方、斜線が引いてありますけど、左側の下は農地なんですけど、砂利等が敷いてあるような場所で、ただし、果樹園として、レモンとか梅が11本ばかり植わっている状況です。右側の場所ですけど、こちらはきれいに刈り込んで、耕作はされていない状況です。右側のちょうど南側、図面上で見ると下側というか、ここで耕作している方がきれいにしてありますが、南側なので日照等も特に問題ございませんので、一時転用ということ、なおかつ、耕作者に迷惑がかかるものではないと判断いたしました。御審議のほど、お願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5－1034については、津久井地区担当委員さんお願いいたします。

15番（榎田委員）

9月24日、現地調査をしてまいりました。事務局の説明のとおり、リニアの車両基地の代替地をここに求めたようです。この場所は、駐車場と資材置場ということで、譲受人は発掘調査業をやっておりまして、宅地開発をされるところは、ほとんど調べているようで、資材も、それから、雇っている人も非常に多くて、かなり大きい面積が必要だということです。現在使用しているところよりは、3,000㎡を超えるわけですけども、今までは別のところに少しずつ置いたりしていたんですが、合わせると、このくらいは必要であるということです。3,000㎡を超えますので、県の審査に該当してくるものと思われまして。航空写真を見ますと、奥のほうの広い部分がこの写真では真っ黒になっておりますが、これは山の影です。何かが埋まっているというわけではなくて、ここは山に近いところで、ほとんど日影の部分です。行ってみましたところ、この黒い部分のほとんどは山菜です。蕨が非常に多くて、今まで譲渡人がここから蕨を採って出荷していたようです。ですから、畑としてはあまり適地ではないようなところだと思います。特に問題はないと思います。御審議よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

それでは、これより質疑に入ります。

17番（高橋委員）

5－1031、5－1032について、第1種農地ということで、もう少し詳しく説明をして欲しいと思います。それと、進入路の幅等も、私が聞きそびれたかもしれませんが、その辺ももう少し詳しく説明していただければありがたいなと思います。

事務局（松浦所長）

5-1031、5-1032の緑区长竹の農地ですけれども、先ほどお話をさせていただいたとおり、農用地の除外について市からの意見を求められ、4月の総会で農業委員会が同意した案件になります。もともと5-1031が住宅の用地ということで、所有者の息子さんが農家分家住宅を建てられるということで、今回、申請されています。先ほども委員さんがおっしゃっていましたが、隣地の北側については墓地が入っていますので、1筆のうちそれを除いた残りの部分について、今回、農家分家住宅を建築するというので本体工事がされます。

今、高橋委員さんがおっしゃってました進入路ですけれども、こちらにつきましては幅が約2.5m、長さが約45mになります。実際に北側にも道路が1本入っているんですけれども、家を建てるのには若干幅が狭いという中で、南側の市道、こちらから進入路として確保するために、5-1032において、所有権の移転ということで設定をさせていただいております。

なお、余談なんですけれども、こちらの分筆をした元のもう片方の農地が残りますけれども、進入路の西側になりますか、そちらについては家族が取得する見込みがあるということで伺っております。概略はこんな形ですけれども、いかがでしょうか。

議長（八木会長）

高橋委員、よろしいですか。

17番（高橋委員）

いや、この進入路の手前の入口の前の道路がどのぐらいの幅だか分かりませんが、隅切りがなくても入れるんですか、2.5mで。

事務局（松浦所長）

こちらについては、市道は約9mあります。特に回り込みについては問題ないかと思えます。幅も2.5m、もともとのそちらの市道についても約9mありますので、進入については問題ないかなと思います。

以上です。お願いします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

17番（高橋委員）

はい、了解しました。

議長（八木会長）

ほかによろしいでしょうか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第43号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程7議案第43号については、原案のとおり決定いたしました。

日程8 議案第44号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程8議案第44号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、23ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第44号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号3-25及び3-1028は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和3年10月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、24ページから26ページを御覧ください。

本議案は、地権者と耕作者との相対で利用権設定をするものです。

整理番号3-25は、経営規模拡大のため、新たに利用権設定を受けるものです。案内図は14ページ、15ページを御覧ください。契約期間は2年3か月、筆数は13筆、面積は6,423㎡です。作付については、すぐに耕作ができる農地についてはブロッコリーや葉物野菜を、そのほかの農地については、当面の間、土づくりを行い、土の状態を見ながら作付していく予定です。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

それでは、26ページを御覧ください。津久井事務所管内の1件について御説明いたします。

整理番号3-1028は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は16ページを御覧ください。契約期間は6年3か月、件数は1件、2筆、面積は3,222㎡です。今回の利用権設定農地ではブルーベリーを栽培する計画です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第44号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程8議案第44号については、原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第45号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

それでは続きまして、日程9議案第45号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、2番八木拓美委員には、恐れ入りますが、御退出をお願いいたします。

2番 八木拓美委員 退出

議長（八木会長）

それでは、日程9議案第45号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、27ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第45号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号3-1029から3-1030は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和3年10月1日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、28ページを御覧ください。津久井事務所管内の2件について御説明いたします。

整理番号3-1029、3-1030は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は17ページを御覧ください。契約期間は10年3か月、件数は2件、4筆、面積は4,015㎡です。今回の利用権設定農地では、ブルーベリー、キノコ、ヘーゼルナッツ等を栽培する計画です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

16番（藤村委員）

この方は、たしか今までソーラーシェアリングで発電をやっているということでしたが、今回はそうではなくて、全面的に作付をするということでしょうか。

事務局（松浦所長）

藤村委員さんがおっしゃったとおり、今回は太陽光発電については設置しない、農地として全て利用することでお話を伺っています。

以上です。

16番（藤村委員）

はい、了解です。

議長（八木会長）

ほかよろしいでしょうか。

[はいの声]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第45号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程9議案第45号については、原案のとおり決定いたしました。

議案第45号の議事が終了いたしましたので、2番八木拓美委員には、議事にお戻りいただくようお願いいたします。

2番 八木拓美委員 会議参加

日程10 報告第39号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明に
ついて

日程11 報告第40号 農地所有適格法人の報告について

日程12 報告第41号 非農地証明書の発行について

日程13 報告第42号 公文書の公開に係る審査請求の処理について

日程14 報告第43号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報
告について

日程15 報告第44号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告に
ついて

議長（八木会長）

それでは続きまして、報告案件に移ります。

日程10報告第39号から日程15報告第44号について、御発言がございましたら、お願いいたします。

16番（藤村委員）

33ページ、グリーンガーラさん、売上金額とか、問題はないと思うんですけども、33ページの真ん中辺りを見ますと、経営面積、全体が1.3ヘクタールのうち0.1ヘクタール、1反ですね。それが相模原で営農されている面積ということですね。

事務局（伊藤担当課長）

はい、そうです。

16番（藤村委員）

だとすると、そこが適切に、全部の売上が何千万かということじゃなくて、この方は八王子ですから、そっちでしっかりやっつけなければいいんですけど、我々は、この1反が適切に使われているかどうかということを見なくちゃいけないんですが、そこはどうなんでしょうか。

事務局（伊藤担当課長）

適切に管理はされています。ただ、本社が八王子で、ちょっと距離があるということで、相模原では田名に農地を借りているわけなんですけど、田名では、手のかからない野菜と言ったら語弊がありますがけれども、主にジャガイモなどの根野菜、そういったものを栽培して収穫をしているということで確認しております。

16番（藤村委員）

はい、了解です。

議長（八木会長）

ほかによろしいでしょうか。

議長（八木会長）

以上で報告事項を終わります。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第31回総会を終了いたします。